

○練馬区幼保小連携推進協議会設置要綱

平成24年 5月17日
24練教教第10053号

(設置)

第1条 区立小学校に入学する子供一人一人の望ましい成長と発達に向けて、幼稚園・保育所・小学校の関係者が一堂に会して、幼児教育・保育と小学校教育との連携の在り方を協議し、それぞれの機関が教育の充実にむけて取り組むため、練馬区幼保小連携推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 公立幼稚園と区立小学校との連携の強化に関する事
- (2) 公立保育所と区立小学校との連携の強化に関する事
- (3) その他、協議会が必要と認める事項

(会長および委員)

第3条 協議会は、会長および委員をもって構成する。

- 2 会長は、教育振興部長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故等があるときは、こども家庭部長がその職務を代理する。
- 5 委員は別表のとおりとし、教育振興部長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任することができる。

- 2 委員に欠員が生じた場合は、新たに委員を委嘱することができる。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報告)

第5条 会長は、協議の状況および結果について、必要に応じて教育長へ報告する。

(調査員の設置)

第6条 協議会は、協議を円滑に行うために、調査員を設置することができる。

- 2 調査員は、第2条に係る事項について、調査および資料作成等を行い、結果を会長へ報告する。
- 3 調査員は、会長が委嘱する。
- 4 その他、調査員に関して必要な事項は、会長が定める。

(会議)

第7条 協議会の会議は会長が招集する。

2 協議会の会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、協議会が決定したときは、非公開とすることができる。

3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育振興部教育施策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は会長が定める。

付 則

この要綱は、平成24年5月17日から施行する。

付 則 (平成24年6月5日24練教教教第10110号)

この要綱は、平成24年6月5日から施行する。

付 則 (平成25年4月5日25練教教教第10003号)

この要綱は、平成25年4月5日から施行する。

付 則 (平成28年4月1日28練教教教第10109号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 (平成31年3月26日30練教教教第10372号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

役職等	人数
練馬区私立幼稚園協会	1名
練馬区私立保育園協会	1名
練馬区立幼稚園長会	1名
練馬区立保育園長会	2名
練馬区立小学校長会	2名
こども家庭部長	—
教育指導課長	—